

第5期 雲南市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 平成27年12月17日(木) 14:00～15:05

2. 場 所 加茂町 かもてらす

3. 出席委員(34名)

1番 渡部洋一	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸
28番 川上蘆求	29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利
32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章
36番 石橋義明	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(3名) 2番 高尾茂通 18番 白築 進 27番 持田明典
遅刻届出委員(1名) 29番 山本裕子

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第102号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第104号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第105号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第106号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は33名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第18回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、35番宇都宮敏章委員、36番石橋義明委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議 長	<p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局及から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第102号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第102号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」説明します。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・荒廃農地が1筆、登記簿・畑、現況・荒廃農地が1筆、面積は合計で1,178㎡、権利の種別は非農</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。利用状況調査において荒廃農地（赤）と判断されているもので確認は農業委員1名と事務局です。確認委員は〇〇委員で11月26日に現地確認を行っております。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・畑、現況・荒廃農地が2筆、面積は合計で786㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。利用状況調査において荒廃農地（赤）と判断されているもので確認は農業委員1名と事務局です。確認委員は〇〇委員で12月7日に現地確認を行っております。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第102号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>「議第102号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり認定することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	「議第103号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。「議第103号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外6筆、地目は登記簿・現況とも田が3筆、登記簿・現況とも畑が4筆の合計7筆、面積は5,650㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「県外に居住しており、土地管理、耕作が出来ないため譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇県〇〇市の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は10a当り66,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は147㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、土地管理、耕作が出来ないため譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇県〇〇市の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度を利用し申請地を譲り受ける」ということです。土地代は10a当り37,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外9筆、地目は登記簿・現況とも田が8筆、登記簿・現況とも畑が1筆、登記簿・田、現況・畑が1筆の合計10筆で面積9,905㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さん、申請事由は、「農地を相続したがこれまで耕作してきた譲受人（兄）に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんと奥さんの△△さん、持ち分半々で譲り受けられます。申請事由は、「申請地を譲り受け、従来通り耕作する」ということです。土地代は兄弟同士であるということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は550㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度を利用し申請地を譲り受ける」ということです。土地代は無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は199㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度を利用し申請地を譲り受ける」ということです。土地代は無償で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田が2筆、登記簿・現況とも畑が3筆の合計5筆で面積は1,993㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>「空き家付農地制度を利用し申請地を譲り受る」ということです。土地代は無償で確認は〇〇委員です。譲受人は申請番号5番と同じ方ですが、こちらの家屋は作業場としての利用を考えてられるものです。</p> <p>以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第103号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第103号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第104号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書の19ページをご覧ください。「議第104号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」であります。</p> <p>農地取得「下限面積」の設定については、農業委員会は毎年下限面積の設定または必要性について協議することとなっています。</p> <p>下限面積の設定については、平成24年度は見直しを実施しましたが、今年度については、現行の下限面積（〇〇町、〇〇町が20アール、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町が30アール）の変更を行わないという方針を考えております。</p> <p>その理由としましては、資料No.1の2ページ、別段面積の設定基準「農地法施行規則第17条1項」では、設定する別段面積より小さい面積で営農する農業者の概ね4割を下回らないようにすることと規定されていますが、資料No.1の3ページ、雲南市のH27.7月現在の「経営耕地面積総農家数等一覧表」をご覧くださいますと、現在の別段面積で〇〇町は、30アール未満で35%、〇〇町が20アール未満で42%、〇〇町が42%、〇〇町が44%、〇〇町が42%、〇〇町が40%となっているとおりに、現在の各町の別段面積で農地を耕作している農家が全農家数の概ね4割であるため今回は、変更を実施しないこととしたいと考えます。</p> <p>資料No.1の1ページに戻っていただきまして、前回の見直しによって別段面積を引き下げたことによる農地の取得状況については、11件となっております。</p> <p>続きまして、「農地法施行規則第17条2項」の空き家付農地につきましては、区域を現行71筆から37筆に変更いたします。</p> <p>変更理由としましては、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。資料No.1の4ページにあるとおり2筆が指定追加となり、5ページの3条で所有権移転されたことと、6ページの申請者が取下げられたことにより36筆が指定解除となっております。資料No.1の1ページに戻っていただきまして、空き家付農地の取得状況ですが、〇〇町1件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町5件の計11件ございました。</p> <p>また、今回の設定の施行日については、総会後を予定しております。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第104号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第104号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第105号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページをご覧ください。「議第105号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿・現況ともに田が3筆、登記簿・現況ともに畑が1筆、面積は合計1,385㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□さん、転用目的は太陽光発電施設です。転用理由は、「申請地に太陽光発電施設を設置するため」ということです。農用地区域外で、確認は1,000㎡を超えているため〇〇委員と〇〇委員の二人です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると思います。</p> <p>以上、1件の申請についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
23番	<p>23番〇〇です。申請人は何歳位の方でしょうか。</p>
事務局	<p>60代ぐらいの方です。</p>
23番	<p>4条申請ですとこれは相当な面積ですが、本人さんご自身でお金をだされて管理させるということでしょうか。</p>
事務局	<p>融資を受けてされますが、ご本人さんとご主人でされます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
23番 事務局	<p data-bbox="400 174 948 208">隣接地への排水対策とかはどうされますか。</p> <p data-bbox="400 271 1031 304">雨水は北側の排水路に排出される計画のようです。</p>
議 長	<p data-bbox="400 371 751 405">他に質疑はございませんか。</p> <p data-bbox="416 461 611 495">(無しの声あり)</p>
議 長	<p data-bbox="400 566 722 600">以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p data-bbox="400 667 1002 701">次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p data-bbox="416 757 611 790">(無しの声あり)</p>
議 長	<p data-bbox="400 857 667 891">討論なしと認めます。</p>
議 長	<p data-bbox="400 958 639 992">お諮りいたします。</p> <p data-bbox="371 1003 1445 1081">「議第105号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p data-bbox="416 1137 611 1171">(無しの声あり)</p>
議 長	<p data-bbox="400 1238 667 1272">異議なしと認めます。</p> <p data-bbox="371 1283 1445 1361">よって、「議第105号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p data-bbox="371 1429 1445 1507">次に、「議第106号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p data-bbox="371 1574 1445 1653">議案書24ページ「議第106号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p data-bbox="371 1664 1445 1742">今回の案件は〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町6件、〇〇町2件の計12件申請されております。</p> <p data-bbox="371 1753 1445 1888">この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p data-bbox="400 1899 807 1933">ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p data-bbox="400 2000 1445 2033">ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	とします。
議 長	<p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。〇〇町よりお願いします。
9 番	9番△△です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6 番	6番△△です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
2 4 番	24番△△です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
1 8 番	18番△△です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 3 番	33番△△です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただいま各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第106号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第106号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他報告事項】</p> <p>(1)平成27年産米の検査状況について</p> <p>(2)平成28年産米の需給調整及びブランド米振興について</p> <p>(3)マイナンバー制度施行に伴う債権者登録申出書について</p> <p>(4)農業委員会活動記録カードの提出について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
